

取引停止等措置に係る苦情処理手続要領

(平成21年5月19日 調管第2031号)

改正 平成23年10月19日 調管第1288号 (7)

改正 平成31年4月18日 2019年度 財調管第1026号 (イ)

(対象となる措置)

第1条 本手続による苦情処理の対象は、次に掲げるものとする。

- 一 成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領
(平成18年4月1日要領第7号。以下「措置要領」という。)の規定による取引停止(期間及び措置対象区域の変更を含む。以下単に「取引停止」という。)
- 二 措置要領の規定による警告又は注意の喚起(以下「警告等」という。)

(期間の計算)

第2条 期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日(第5条第1項及び第11条第1項において「休日」という。)に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(取引停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3条 調達部長は、措置要領第5条第1項の規定による通知において、取引停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 調達部長は、取引停止又は警告等を行う場合には、当該取引停止又は警告等につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第4条 取引停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面(様式第1号)(次項及び第8条において「申立書面」という。)により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 申立者の商号又は名称並びに住所
 - 二 申立てに係る措置
 - 三 申立ての趣旨及び理由
 - 四 申立ての年月日
- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。
 - 一 取引停止 当該取引停止の期間内
 - 二 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第5条 調達部長は、苦情の申立てがあったときは、社長の承認を得て（警告等にかかるものを除く。）当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

（苦情申立ての却下）

第6条 調達部長は、第4条第3項の申立期間の従過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、社長の承認を得て（警告等にかかるものを除く。）書面によりその申立てを却下することができるものとする。

（再苦情申立てについての教示）

第7条 調達部長は、第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下をする場合には、第5条第1項又は第6条の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第8条 調達部長は、第5条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

（再苦情申立て）

第9条 第5条第1項の規定による回答又は第6条の規定による却下に不服がある者は、書面（様式第2号）により、調達部長に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

一 取引停止 当該取引停止の期間内（第5条第1項の規定による回答の翌日から当該取引停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）

二 警告等 第5条第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

（競争契約監視委員会に対する審議依頼）

第10条 調達部長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに競争契約監視委員会に審議を依頼するものとする。

（再苦情申立てに対する回答）

第11条 調達部長は、社長の承認を得て（警告等にかかるものを除く。）再苦情申立てを行った者に対し、競争契約監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い調達部長が講じようしている措置の概要

（再苦情申立ての却下）

第12条 調達部長は、第9条第2項の申立期間の従過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、社長の承認を得て（警告等にかかるものを除く。）書面によりその申立てを却下することができるものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第13条 調達部長は、第11条第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

（準用規定）

第14条 第1条から前条までの規定は、成田国際空港株式会社の発注する測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受について準用する。

2 第1条から第6条までの規定は、契約参加資格者登録要領（平成18年4月1日要領第6号）における契約参加資格の登録及び登録の取消しについて準用する。

3 第1条から第6条までの規定は、調達事務細則（平成23年8月1日細則第4号）第10条及び物品等又は特定役務の調達手続に関する細則（平成22年11月18日細則第9号）第7条における競争参加制限について準用する。（ア）

附則（平成21年5月19日 調管第2031号）

この要領は、平成21年5月19日から施行する。

附則（平成23年10月19日 調管第1288号）（ア）

この要領は、平成23年10月19日から施行する。

附則（平成31年4月18日 2019年度 財調管第1026号）（イ）

1 この要領は、2019年5月1日から施行する。

年 月 日

苦 情 申 立 書

代表取締役社長 様

(申 立 者)
住 所
商号または名称
代表者氏名 印
電話番号

苦情申立ての 対象となる措置	
苦情申立て の趣旨	
苦情申立ての 理由、根拠等	

年 月 日

再 苦 情 申 立 書

代表取締役社長 様

(申立者)
住所または所在地
商号または名称
代表者氏名 印
電話番号

再苦情申立ての 対象となる措置	
再苦情申立て の趣旨	
再苦情申立ての 理由、根拠等	